

公の施設の指定管理者制度 運用マニュアル【資料集】

《 目 次 》

法 令 等

①地方自治法	1
②執行機関の附属機関に関する条例	2
③神戸市指定管理者選定評価委員会規則	3
(参考1) 神戸市指定管理者選定評価委員会の報酬基準	5-1
(参考2) 指定管理者選定評価委員会 委員報酬の基準策定について	5-2
④神戸市個人情報保護条例	6
⑤神戸市個人情報保護条例施行規則	6
⑥電子計算機処理に係るデータ保護管理規程	7
⑦神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例	9
⑧神戸市公印規則	9
⑨神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例	9
⑩神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱	10
⑪行政財産における職員の通勤用車両の駐車等に関する取扱要綱	15
⑫神戸市長の権限に属する事務の専決規程	18
⑬区長委任規則	19
⑭区長の権限に属する事務の専決規程	19
⑮神戸市契約規則	20
⑯神戸市会計規則	20

通 知 等

○地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知） 【平成15年7月17日付総行第87号総務省自治行政局長通知】	21
○地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知） 【平成15年8月29日付総行第113号総務省自治行政局長通知】	24
○指定管理者制度の運用について（通知） 【平成19年1月31日付総行第15号総務省自治行政局長通知】	25
○地方公共団体におけるPFI事業について 【平成12年3月29日付自治画第67号自治事務次官通知】	26
○指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて 【平成17年11月14日付総税市第59号総務省自治税務局市町村税課長通知】	28
○平成20年度地方財政の運営について 【平成20年6月6日付総財第33号総務事務次官通知】	29
○指定管理者制度の運用について 【平成22年12月28日付総行経第38号総務省自治行政局長通知】	31

神 戸 市

平成16年3月作成（最終改定 令和2年5月）

①地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第 244 条の 4 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

3（略）

②執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）

（設置）

第1条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。

2 前項に定めるもののほか、契約の相手方の選定に係る審査会、臨時的な行政課題について調査審議する審議会その他の一時的又は臨時的な附属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあっては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

（施行細目の委任）

第2条 前条の規定に基づき設置された附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、執行機関の規則その他の規程で定める。

別表（第1条関係）

(1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
(略)	(略)
神戸市市長室指定管理者選定評価委員会	地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の候補者の選定及び指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価に関する事務
神戸市企画調整局指定管理者選定評価委員会	
神戸市文化スポーツ局指定管理者選定評価委員会	
神戸市福祉局指定管理者選定評価委員会	
神戸市健康局指定管理者選定評価委員会	
神戸市子ども家庭局指定管理者選定評価委員会	
神戸市経済観光局指定管理者選定評価委員会	
神戸市建設局指定管理者選定評価委員会	
神戸市都市局指定管理者選定評価委員会	
神戸市建築住宅局指定管理者選定評価委員会	
神戸市港湾局指定管理者選定評価委員会	
神戸市東灘区指定管理者選定評価委員会	
神戸市消防局指定管理者選定評価委員会	
(略)	

(2) 水道事業管理者の担任する事務に係る附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市水道局指定管理者選定評価委員会	指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価に関する事務
(略)	(略)

(3) 略

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
(略)	(略)
神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会	指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価に関する事務
(略)	(略)

③神戸市指定管理者選定評価委員会規則（平成 25 年 3 月条例第 84 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月条例第 36 号）第 2 条の規定に基づき、別表の左欄に掲げる附属機関（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 委員会は、それぞれ委員 5 人以内（第 5 条第 1 項の規定により部会を設置する場合にあっては、10 人以内）で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、それぞれ臨時委員を置くことができる。

3 委員会の委員及び臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が特に必要があると認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第 3 条 委員（前条第 3 項の規定により委嘱されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長）

第 4 条 委員会にそれぞれ委員長を置く。

2 前項の委員長は、委員会の委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第 5 条 委員会は、その定めるところにより、それぞれ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（議事）

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前 3 項の規定は、部会の議事に準用する。

（意見の聴取等に関する協議の要請）

第7条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請することができる。

(除斥)

第8条 議案が指定管理者の候補者の選定に関するものである場合において、委員又は臨時委員が指定管理者の指定を受けようとする団体と直接の利害関係を有するときは、当該委員又は臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定は、部会の会議に準用する。

(会議の公開等)

第9条 委員会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、議案が指定管理者の候補者の選定に関するものである場合においては、委員会の会議は、公開しない。

3 前2項の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、別表の右欄に掲げる室、局又は区において処理する。

(施行細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(部会の設置に係る特例)

第2条 第5条第1項の規定にかかわらず、当分の間、市長は、必要な事項を定めた上、自ら委員会に部会を置くことができるものとする。ただし、次の各号のいずれかの内容を委員会が議決した場合（第3項の通知の後に議決がなされた場合を含む。）は、この限りでない。

(1) 第5条第1項の規定に基づき部会を置くべきこと。

(2) 委員会に部会を置くべきでないこと。

2 第5条第2項の規定にかかわらず、市長は、前項本文の規定に基づき委員会に部会を設置したときは、部会に属すべき委員及び臨時委員を指名するものとする。

3 市長は、第1項本文の規定に基づき委員会に部会を設置したときは、その委員会の委員に対して、その旨並びに前項の規定に基づき指名した部会に属すべき委員及び臨時委員を通知しなければならない。

(委員長の選任に係る特例)

第3条 第4条第2項の規定にかかわらず、当分の間、市長は、前条第1項本文の規定に基づき委員会に部会を置くときは、委員会の委員長を自ら指名することができるものとする。ただし、第4条第2項の規定に基づき委員長を選任すべき旨を委員会が議決した場合（次項の通知の後に議決がなされた場合を含む。）は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の指名を行ったときは、その委員会の委員に対して、その旨を通

知しなければならない。

(部会の議決をもって委員会の議決とすることに係る特例)

第4条 第5条第6項の規定にかかわらず、当分の間、市長は、附則第2条第1項本文の規定に基づき委員会に部会を設置したときは、必要な事項を定めた上、部会の議決をもって委員会の議決とすることを決定することができるものとする。ただし、次の各号のいずれかの内容を委員会が議決した場合(次項の通知の後に議決がなされた場合を含む。)は、この限りでない。

(1) 部会の議決をもって委員会の議決とすることを第5条第6項の規定に基づき決定すべきこと。

(2) 部会の議決をもって委員会の議決とすることを認めるべきでないこと。

2 市長は、前項本文の決定を行ったときは、その委員会の委員に対して、その旨を通知しなければならない。

(施行細目の委任に係る特例)

第5条 市長が附則第3条第1項本文の規定に基づき委員会の委員長を自ら指名した場合における第11条の規定の適用については、当分の間、同条中「委員長が委員会に諮って」とあるのは、「別表の右欄に掲げる室、局又は区の長が」とする。ただし、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項については同条の規定に基づき委員長が委員会に諮って定めるべき旨を委員会が議決した場合(次項の通知の後に議決がなされた場合を含む。)は、この限りでない。

2 別表の右欄に掲げる室、局又は区の長は、前項本文の規定により読み替えて適用される第11条の規定に基づき議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項を定めるときは、その委員会の委員に対して、その旨を通知しなければならない。

別表(第1条、第10条関係)

附属機関	庶務
神戸市市長室指定管理者選定評価委員会	市長室
神戸市企画調整局指定管理者選定評価委員会	企画調整局
神戸市文化スポーツ局指定管理者選定評価委員会	文化スポーツ局
神戸市福祉局指定管理者選定評価委員会	福祉局
神戸市健康局指定管理者選定評価委員会	健康局
神戸市こども家庭局指定管理者選定評価委員会	こども家庭局
神戸市経済観光局指定管理者選定評価委員会	経済観光局
神戸市建設局指定管理者選定評価委員会	建設局
神戸市都市局指定管理者選定評価委員会	都市局
神戸市建築住宅局指定管理者選定評価委員会	建築住宅局
神戸市港湾局指定管理者選定評価委員会	港湾局
神戸市東灘区指定管理者選定評価委員会	東灘区
神戸市消防局指定管理者選定評価委員会	消防局

神戸市指定管理者選定評価委員会委員の報酬基準

平成 29 年 3 月 1 日
行政経営課長

各局室区が設置する、指定管理者選定評価委員会における外部委員の報酬基準は、次のとおりとする。

1. 外部委員の報酬基準

委員会での役割及び審議等に係る時間に応じ、次に掲げる額とする

(1) 委員長

ア 開始から 30 分未満	6,000 円
イ 30 分以上 1 時間 30 分未満	12,000 円
ウ 1 時間 30 分以上 2 時間 30 分未満	24,000 円
エ 2 時間 30 分以上	34,200 円

(2) 委員

ア 開始から 30 分未満	5,500 円
イ 30 分以上 1 時間 30 分未満	11,000 円
ウ 1 時間 30 分以上 2 時間 30 分未満	22,000 円
エ 2 時間 30 分以上 3 時間 30 分未満	33,000 円
オ 3 時間 30 分以上	34,200 円

2. 本基準の適用開始日

平成 29 年 4 月 1 日

指定管理者選定評価委員会 委員報酬の基準について

1. 趣旨

指定管理者選定評価委員会の委員報酬について、選定評価業務の質はほぼ均一であることから、全市共通の報酬基準を策定することとする。

2. 委員、委員報酬の性格

(1) 身分

指定管理者選定評価委員会は、地方自治法第202条の3の規定、並びに本市の「執行機関の附属機関に関する条例」に基づく附属機関であり、当該委員は、地方公務員法第3条第3号の2の規定に基づく「非常勤」の「特別職」の地方公務員となる。

(2) 報酬

地方自治法第203条の2第4項の規定に基づく「報酬」及び「費用弁償」
・支給金額、支払方法等は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」で規定

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

第203条の2 普通地方公共団体は、(略)自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、(略)に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 第1項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

② 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨

時又は非常勤のもの

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第25号）

第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。

別表（第2条、第3条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
（略）	（略）	（略）
前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員	勤務1日につき※34,200円を超えない範囲内で任命権者が定める額。ただし、任命権者が特に必要があると認めた場合は、勤務1月につき神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）別表第5に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準額を超えない範囲内で任命権者が定める額	任命権者が市長と協議して定める額

※金額は、平成28年4月時点のものであり、必ず最新の例規を確認すること。

3 指定管理者選定評価委員会、委員報酬の基準

（1）報酬の金額

ア. 委員

時給 11,000円（支給額）とする。

イ. 委員長報酬

時給（換算）1,000円を支給する。

ウ. 日額の上限

条例の原則どおり、※34,200円とする。

- ・支払単位は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は「開始から30分未満」の額を適用する。
- ・原則として、上記基準を遵守する。ただし、この基準に依り難い場合は、各局室区において別の定めをすることができる。この場合、局室区において、支給額の妥当性について明確にしておくこと。

（2）報酬の対象業務

ア. 事前、事後の個別説明、協議

個別に訪問したり、来庁いただいたりして、意見聴取や協議を行う場合も報酬の対象とする。（単なる資料確認等の事前レクは除く。）

イ. 個別の資料作成依頼

委員に資料作成をお願いする場合には、その作業時間を報酬の対象とする。（ただし、あらかじめ、検討いただく時間を指定しておく。）

ウ. 選定評価委員会

会議の開始から終了までの時間を対象とする。

(尚、日額の上限があるので、あまり長時間にわたらないようにする。)

(3) 交通費

実費で支給することができる。

- ・ 公共交通機関の利用のみ支給
- ・ 車の利用（ガソリン代、駐車場代）は対象外
- ・ 委員の勤務公署を起点に会議開催場所までの合理的な経路により算出

(4) 所得税の源泉徴収方法

「給与所得」の源泉徴収税額表の「日額表」の「乙欄」を適用する。

(交通費は、一定の限度額上限までは非課税となる。)

ア. 「報酬・料金等」ではなく「給与所得」を適用する

根拠：所得税基本通達 28-7 (委員手当等)

「国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。ただし、当該委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される当該謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税しなくて差し支えない。この場合において、その支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定するものとする。」

イ. 「月額表」ではなく、「日額表」を適用する

月額表は、給与等の支給期が毎月、毎半年、毎旬及び月の整数倍の期間ごとに定められている場合に使用されるものであり、当委員会には該当しないと考える。

ウ. 「甲欄」ではなく、「乙欄」を適用する

一般的に非常勤の委員等の場合は扶養控除等申告書を徴収しない、いわゆる「従たる給与」に該当するため、「給与所得の源泉徴収票」の「乙欄」を適用する。

(5) 支出科目

- ア. 報酬 01 報酬（なお、所得税法上は「給与所得」となる。）
- イ. 交通費 09 旅費

④神戸市個人情報保護条例（平成 9 年 10 月条例第 40 号）

（定義）

第 2 条 略

（1） 略

（2） 特定個人情報 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 5 号に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報（法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を含む。）をいう。

（3） 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定により記録された特定個人情報

をいう。

（4）～（8） 略

（事務処理の委託）

第 13 条 実施機関は、個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部の処理を実施機関以外のものに委託（個人情報等を取り扱う公の施設の管理に係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定を含む。以下同じ。）をしようとするときは、当該事務に係る個人情報等を保護するために必要な措置を講じなければならない。

（受託者の義務）

第 14 条 実施機関から前条に規定する処理の委託を受けたものは、個人情報等の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の処理に係る事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

⑤神戸市個人情報保護条例施行規則（平成 10 年 3 月規則第 80 号）

（個人情報等を保護するために必要な措置）

第 5 条 条例第 13 条に規定する個人情報等を保護するために必要な措置は、次に掲げるものとする。

（1） あらかじめ、委託（個人情報等を取り扱う公の施設の管理に係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定（以下「指定管理者の指定」という。）を含む。第 3 号ウを除き、以下同じ。）の相手方の個人情報等の保護に対する管理体制について調査すること。

（2） 委託の相手方に対して、委託の内容に応じて個人情報等の使用目的及び使用範囲を明確に示すとともに、当該事務を処理するために取り扱わせる個人情報等を必要最小限にとどめること。

（3） 委託に関する契約書、協定書その他これに類する書類又は仕様書（以下「契約書等」という。）に次に掲げる事項を明記すること。

ア 個人情報等の秘密の保持に関する事項

イ 個人情報等の適正な管理に関する事項

- ウ 第三者への委託の禁止又は制限に関する事項
 - エ 個人情報等の目的以外の目的のための使用及び提供の禁止に関する事項
 - オ 個人情報等の複写及び複製の禁止に関する事項
 - カ 個人情報等の取扱いに関する事故の発生時における報告義務に関する事項
 - キ 個人情報等の取扱いに関する検査の実施に関する事項
 - ク アからキまでに掲げる事項に違反した場合における契約の解除(指定管理者の指定の場合を除く。)及び損害賠償に関する事項
- 2 前項第3号に掲げるもののほか、市長は、必要に応じて契約書等に次に掲げる事項を明記するように努めなければならない。
- (1) 個人情報等の収集の制限に関すること。
 - (2) 個人情報等の搬送に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報等の保護に関し必要な事項

⑥電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成17年5月訓令甲第3号）

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 特定個人情報 条例第2条第2号に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 特定除外個人情報 条例第9条第1項に規定する特定除外個人情報をいう。
- (4)～(6) (略)
- (7) 委託業務所管課 業務所管課のうち、当該業務の全部又は一部を市の機関以外のものに委託(請負その他これに類する行為及びデータを取り扱う公の施設の管理に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定(以下「指定管理者の指定」という。))を含む。以下同じ。)をするものをいう。

(以下 略)

(業務の委託に伴うデータ保護及び報告)

第23条 委託業務所管課の長は、当該委託に伴うデータを保護するために必要な次に掲げる措置を講じなければならない。委託の相手方が市の書面による事前の承諾を得て委託業務の第三者への委託(以下「再委託」という。)をする場合及び委託業務の再委託を受けた者が市の書面による事前の承諾を得て再委託業務の第三者への委託をする場合も、同様とする。

- (1) あらかじめ、神戸市個人情報保護条例施行規則(平成10年3月規則第80号。以下「規則」という。)第5条第1号に規定するもののほか、委託の相手方のデータの保護に対する管理体制その他情報セキュリティ対策の実施が確保されるために必要な事項について調査すること。
- (2) 委託の相手方に対して、委託業務に係るデータの使用目的及び使用範囲を明確に示すとともに、当該委託業務を処理するために取り扱わせるデータを必要最小限にとどめること。
- (3) 委託の相手方に対して、データの漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他のデータの適正な管理のために必要な措置を講じさせること。
- (4) 委託の相手方に対して、委託業務に従事している者又は従事していた者に、その業務に

関して知り得たデータの情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用させないために必要な措置を講じさせること。

(5) 委託の相手方に対して、委託業務に関するデータの管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求め、又はその検査をすること。

2 委託業務所管課の長は、毎年5月末までに、その所管に係る前年度の委託業務の状況について、情報政策担当課長に書面により報告するものとする。

(委託契約書等の記載事項)

第24条 委託に関する契約書、協定書その他これに類する書類又は仕様書（以下「委託契約書等」という。）（規則第5条第1項第3号に規定する契約書等を除く。）には、次に掲げる事項を明記するものとする。

(1) データの秘密の保持に関する事項

(2) 再委託の禁止又は制限に関する事項

(3) データの目的以外の目的のための使用及び第三者への提供の禁止に関する事項

(4) データの複写及び複製の禁止に関する事項

(5) データの取扱いに関する事故の発生時における報告義務に関する事項

(6) データの取扱いに関する検査の実施に関する事項

(7) 委託業務の終了時のデータ及び資産の返還又は廃棄に関する事項

(8) 市の定める情報セキュリティに係る規定の遵守に関する事項

(9) 事故の公表に関する事項

(10) 委託の相手方の責任者、委託内容、従事者及び作業場所の特定に関する事項

(11) 委託の相手方の責任者及び従事者に対する研修の実施に関する事項

(12) 情報セキュリティの確保への取組みの実施状況に係る報告義務に関する事項

(13) 前各号に掲げる事項に違反した場合における契約の解除(指定管理者の指定の場合を除く。)及び損害賠償に関する事項

2 前項各号に掲げるもののほか、委託契約書等には、必要に応じて次に掲げる事項を明記するよう努めるものとする。

(1) 提供されるデータの取扱いに関するサービスの品質の保証に関する事項

(2) 委託業務の定期及び緊急時の報告の義務に関する事項

(3) 外部の施設へのデータの搬送時における紛失、盗難並びに不正な複写及び複製の防止に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、データの保護に関し必要な事項

⑦神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例

(平成 18 年 9 月条例第 13 号)

(出資法人等の講ずべき措置)

第 19 条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のうち規則で定めるものは、この条例の規定の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 執行機関等は、その事務若しくは事業を委託し、又は公の施設の管理に係る地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の指定をしたときは、当該事務若しくは事業の受託者又は同項の指定管理者に対し、この条例の規定の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるために必要な指導をするように努めなければならない。

⑧神戸市公印規則(昭和 52 年 3 月規則第 111 号)

附 則

(指定管理者の不在等の期間における専用市長の印)

4 市長が附則別表の第 2 欄に掲げる公の施設の管理について法第 244 条の 2 第 3 項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における当該公の施設の使用(神戸市立太閤の湯殿館にあっては、撮影)の許可に関する事務については、第 2 条及び第 5 条の規定にかかわらず、同表の第 3 欄に定める専用市長の印又は専用補助機関等の印を使用しなければならない。

⑨神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 23 年 3 月条例第 29 号)

(市の事務及び事業における措置)

第 6 条 市は、契約に係る事務、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定に係る事務その他全ての市の事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としないこと等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の事務又は事業において、県が県条例第 27 条に基づき氏名その他を公表した者を契約の相手方としないこと等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における措置)

第 7 条 市長及び教育委員会並びに指定管理者は、規則又は教育委員会規則で定める地方自治法第 244 条第 2 項に規定する公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設に係る利用等(利用、使用その他の当該公の施設において行う行為をいう。以下同じ。)の許可若しくは承認をせず、当該許可若しくは承認を取り消し、又は利用等の停止を命ずる等の必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の収集及び提供)

第 8 条 神戸市個人情報保護条例(平成 9 年 10 月条例第 40 号)第 2 条第 4 号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報(神戸市個人情報保護条例第 2 条第 1 号に規定

する個人情報(をいう。以下同じ。)を指定管理者その他の実施機関が必要であると認める者から収集することができる。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために兵庫県警察本部長の意見を聴取する必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報を兵庫県警察本部長に提供することができる。

3 実施機関は、前項の規定により聴取した兵庫県警察本部長の意見を指定管理者に通知することができる。

⑩神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月市長決定）

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、次に掲げる事務に対して、暴力団及び暴力団員が介入してくるものの排除並びに介入してきた場合の対応に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(1)～(2) (略)

(3) 神戸市の指定管理者に係る事務

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(3) 法人等 法人その他の団体をいう。

(4)～(7) (略)

(8) 指定管理者 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。

(9) 除外措置 本要綱第 7 条、第 10 条、第 13 条、第 16 条及び第 19 条に規定する措置をいう。

第 3 条 (略)

第 2 章 暴力団に関係するかどうかの照会及び回答

(暴力団等に関係するかどうかの照会)

第 4 条 市長は、必要があると認めるときは、平成 22 年 5 月 26 日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定管理者に関連して次に掲げる者

ア 指定管理者になることを希望する旨の書面を市長に提出した者

イ 指定管理者の指定を受ける予定となっている者又は候補となっている者

ウ 指定管理者を指定した場合にあっては、当該指定管理者
エ アからウまでに掲げるもののほか、指定管理者から当該公の施設の管理業務に関し
て再委託等を受けた者その他の関係者

(6) (略)

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) (略)

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(暴力団等に関係する旨の回答又は通知を受けた場合)

第6条 市長は、第4条第1項の照会を行った後に同項各号に掲げる者について前条各号に定める事項のいずれかに該当する内容の回答を本部長から受けた場合には、当該回答の内容が正当でないと認められる場合その他特段の事情のある場合を除き、該当するとされる第4条第1項各号に掲げる者（同項第1号キ、第2号エ、第3号ウ、第4号ウ及び第5号エに掲げる者（同項第6号の規定によりこれらの者に準ずる者として市長が認める者を含む。）を除く。）について第3章の除外措置をとるものとする。本部長が第4条第1項の合意書「1 照会、回答及び通報」の第3号の規定により、文書により、前段の内容と同じ内容を通報してきた場合も、同様とする。

第3章 除外措置

第1節 経理契約に係る除外措置

第7条 (略)

(契約の解除)

第8条 前条第6号の措置は、当該契約の条項に次に掲げる事項が規定されている場合に、

行うものとする。

(1) 契約の相手方が第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、本市が契約を解除できること。

(2) 契約の相手方は、第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、本市が契約を解除するかどうかを問わず、契約代金の10分の1から10分の3までの範囲内で契約書に定められた割合に相当する金額の違約金を、本市が指定した期日までに本市に支払わなければならないこと。

2 市長は、契約の解除に伴う社会的価値の損失の防止を図る必要がある場合その他特別の事情があると認める場合には、当該契約の条項に前項各号に掲げる事項が規定されているときであっても、前条第6号アの措置をとらないものとすることができる。

(除外措置を行った場合の通知及び公表)

第9条 市長は、第7条の措置を行ったときは、その対象となる者に対して、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

2 (略)

第2節～第4節 (略)

第5節 指定管理者に係る除外措置

(指定管理者に係る除外措置)

第19条 市長は、指定管理者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

(1) 指定管理者の指定を行っていない場合 措置の対象者について指定管理者の指定を行わない旨の決定

(2) 指定管理者の指定を行っている場合 次に掲げる措置

ア 指定管理者の指定の取消し

イ 違約金の請求

(契約の解除に係る規定の準用)

第20条 第8条の規定は、前条第2号の措置について準用する。

(除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用)

第21条 第9条第1項の規定は、第19条の措置を行ったときについて準用する。

第6節 その他

(除外措置を受けた者の取扱い)

第22条 第7条から前条までに定めるもののほか、本市は、除外措置を受けた者との間におけるすべての契約、行政財産の使用許可、指定管理者の指定について、第1条の目的に沿った取扱いがなされるよう、十分な配慮を払わなければならない。ただし、当該除外措置を受けた者の土地につき用地買収（土地区画整理法による土地区画整理事業その他の公共的な事業の用に供するため本市が土地を買い取ることをいう。）を行う必要がある場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 次に掲げる場合において、当該下請負人又は受託者が除外措置を受けた者であり、かつ、必要があると認めるときは、本市は、次の各号に規定する承諾を行わないものとする。下請負人（当該下請負人のさらに下請負人となった者その他の第2次下請段階以降の下請負

人を含む。)がさらに第三者の下請負人と下請契約を締結し本市との契約の内容の一部を履行する場合及び受託者(当該受託者からさらに委託を受けた者その他の第2次委託段階以降の受託者を含む。)がさらに第三者の受託者と委託契約を締結し本市との契約の内容の一部を履行する場合も、同様とする。

(1) 本市が締結している契約の相手方が元請負人となり第三者である下請負人に本市との契約の内容の一部を履行させる場合において、本市の承諾を要するとき。

(2) 本市が締結している契約の相手方が委託者となり第三者である受託者に本市との契約の内容の一部を履行させる場合において、本市の承諾を要するとき。

3 前項の規定については、指定管理者について準用する。

(共同企業体の取扱い)

第23条 共同企業体の構成員に除外措置を受けた者がいる場合においては、当該共同企業体について、同様の措置を行うものとする。

第4章 除外措置の撤回

第24条 (略)

(本市の契約の相手方等が暴力団等からの不当介入等を受けた場合の対策)

第25条 市長は、本市の契約の相手方に対して、契約の履行に当たり暴力団等から工事の妨害その他の不当な介入又は下請に参入させることの要求その他の不当な要求(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、速やかに本市へ報告し、かつ、警察への届出を行うよう指導するものとする。

2 市長は、本市の契約の相手方に対して、その下請負人又は受託者が暴力団等から不当介入等を受けたときは、これら下請負人又は受託者が速やかに本市へ報告し、かつ、警察への届出を行うことができる体制を整備するよう指導するものとする。

3 市長は、本市の契約の相手方又はその下請負人若しくは受託者が暴力団等から不当介入等を受けたことによって本市の契約の履行遅滞その他債務不履行が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて、業務の工程の調整、履行期限の延期その他の措置を講じるものとする。ただし、前2項の規定による本市への報告を怠った場合その他の相当な理由がある場合は、この限りでない。

4 前3項の規定は、行政財産の使用許可を与えた者及び指定管理者について準用する。

第5章 雑則

第26条 (略)

(関係機関との連絡調整等)

第27条 本市は、この要綱の運用に当たって、警察その他の関係機関との密接な連携を図るものとする。

2 第4条第1項の照会に係る事務は、行財政局において行うものとする。

3 第4条第1項の照会が必要な場合は、関係部局から行財政局に対して、速やかに照会要求の依頼を行うものとする。

4 次に掲げる場合においては、その旨を、行財政局から各所属に対して、速やかに周知しなければならない。

(1) 第4条第1項の照会を行った後に同項各号に掲げる者について第5条各号に定める事

項のいずれかに該当する旨の回答を本部長から受けた場合

(2) 本部長が第4条第1項の合意書「1 照会、回答及び通報」の第3号の規定により、
文書により、前号の回答と同じ内容を通報してきた場合

5 各所属の所属長は、各所属での契約について次に掲げる対応を行わなければならない。

(1) 前項の規定により行財政局が周知した事項について調査、確認及びその対応状況（除
外措置の内容）等についての、行財政局への速やかな報告

(2) 各所属での契約に際し、行財政局から周知した除外措置対象者でないことの確認

6 関係部局においては、第4項の規定により行財政局が周知した事項について所属職員が
円滑に確認することのできる体制を構築するものとし、かつ、当該周知事項に関して第2
2条第1項本文に規定する取扱いが適切になされるよう、最大限の注意を払わなければな
らない。

(契約規則等の規定の優先)

第28条 前条までに定めるもののほか、この要綱の規定が契約規則その他の法令又は締結
した契約の規定（以下「契約規則等の規定」という。）に抵触する場合には、契約規則等の
規定が優先する。

(以下 略)

⑪行政財産における職員の通勤用車両の駐車等に関する取扱要綱

(趣旨等)

第1条 職員が通勤の用に供している自動車及び原動機付自転車その他の原動機付の交通用具(以下「通勤用車両」という。)を行政財産たる勤務公署等(以下「勤務公署等」という。)の敷地内に駐車することの取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、行政財産の許可使用に関する使用料条例(昭和39年3月条例第80号)及び神戸市公有財産規則(昭和44年10月規則第43号の2。以下「規則」という。)に基づき、この要綱に定めるところによる。

2 職員は、地球環境保全及び公共交通機関の利用促進に最大限配慮し、通勤用車両を通勤の用に供することを極力自粛するものとする。

3 職員は、通勤用車両を通勤の用に供する必要がある場合においても、必要最小限の使用にとどめるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部局規則第2条第3号に定める部局をいう。

(2) 職員以下に掲げる職員をいう。

ア 神戸市職員定数条例(昭和24年9月条例第146号)第1条に規定する職員

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員

ウ 地方公務員法第22条の規定に基づき雇用する臨時的任用職員

エ 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例第25号)第1条に規定する特別職の職員

(3) 通勤職員の通勤手当に関する規則(昭和34年3月人委規則第16号)第2条に定める通勤及びこれに準ずる行為をいう。

(行政財産の目的内使用)

第3条 勤務公署等の用途又は目的を達するために、管理・運営上の必要に基づき、職員の通勤用車両を勤務公署等の敷地内に駐車させる必要がある場合は、当該勤務公署等の管理者は、職員の申請に基づき、当該職員に対し、駐車を承認(以下「駐車承認」という。)するものとし、書面により駐車承認書を交付するものとする。

2 行政財産は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、前項の承認をすることができる。

(1) 職員の通勤手当に関する規則(昭和34年3月人委規則第16号。以下「通勤規則」という。)第10条の2第1項に規定する人事委員会が承認する公署に所属する場合

(2) 通勤規則第10条の2第3項に規定する身体障害等により、通勤用車両を用いなければ通勤が困難である場合

(3) 公共交通機関が運行していない時間帯に出勤又は退勤を要する場合

(4) 緊急の必要により出勤を要する場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、公署の特性により、部局の長が特に必要があると認める場合

3 第1項の承認に基づく通勤用車両の駐車については、無償とする。

(行政財産の目的外使用許可)

第4条 第3条に定める駐車承認を受けた職員以外の職員が、通勤用車両を勤務公署等の敷地内に駐車する場合の取扱いについては、法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可（以下「許可」という。）によるものとし、職員の申請に基づき、許可の手続きを執り行わなければならない。

2 前項の目的外使用許可にあたっては、勤務公署等の用途又は目的を妨げない限度で、かつ職員の勤務能率の向上等、勤務公署等の運営に資する場合でなければならない。

3 行政財産は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、前項の許可をすることができる。

(1) 子の保育の必要があるとき。

(2) 家族の介護の必要があるとき。

(3) 通勤用車両を使用することにより、時間的又はその他の理由により、合理的な通勤が可能となり、公務能率の向上に寄与すると認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、部局の長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第5条 前条に規定する許可を受け、通勤用車両を駐車するため行政財産を使用する場合の使用料（以下「使用料」という。）は別表の区分による。ただし、規則第30条第1項各号のいずれかに該当する場合は、部局の長は使用料を減額し、又は免除することができる。

2 使用を開始する日が月の初日でないとき、又は使用を終了する日が月の末日でないときにおける当該月の使用料は、使用日数に別表の日額使用料を乗じて得た額とする。ただし、別表の月額使用料を上限とする。

(使用料の納付)

第6条 使用料は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める方法で納付させるものとする。

(1) 月額使用料給与等から控除する方法（給与等から控除できない場合に限り納付書により納付する方法）

(2) 日額使用料納付書により納付する方法

2 前項の規定にかかわらず、財産管理者において必要あるときは、別の定めをすることができる。

3 納付書により使用料を納付する場合においては、納期限を使用した日の属する月の翌月末日とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、部局の長が定めるものとする。

2 通勤用車両を駐車する場所が普通財産であるとき及び賃借地であるときは、貸付けの手続きを行うものとし、貸付料については、第5条及び第6条の規定を準用するものとする。

別表（第5条関係）

区分		月額使用料	日額使用料
1	自動車（自動二輪車を除く。）	3,500円	200円
2	自動二輪車・原動機付自転車その 他の原動機付の交通用具	700円	50円
3	1及び2	3,500円	200円

備考

通勤のため通勤用車両を使用する旨の通勤届を提出している職員で、第4条の許可を受けようとする者は、許可の初日から当該年度の3月31日までの許可申請をするものとし、第5条第2項の場合を除き、別表の月額使用料を適用するものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

⑫神戸市長の権限に属する事務の専決規程（令和元年11月訓令甲第6号）（指定管理関連部分の抜粋）

別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条関係）
財務関係事務

決裁事項	決裁区分		副市長	行財政局長 特定局長	局長共通	財政部長 特定部長及び 室長	部長、担当部長及び 室長共通	契約監理課長 特定課長	課長、担当課長、課内室長及び 課内所長共通	消防局長	教育次長 監定事務局長 市選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 市会事務局長	備 考
	設計又は仕様の一部変更	決定										
地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定		決定	4,000万円を超えるもの	—	4,000万円以下	—	2,000万円以下	—	1,000万円以下	4,000万円以下	4,000万円以下	1 金額は、年額又は総額（いずれも利用料金を当該指定管理者に収受させるときは、当該管理に係る総経費の見積額）とする。 2 歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議すること。
契約の変更（地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合に締結する協定に係る変更を含む。）	設計又は仕様の一部変更	決定	(局長以上) 20%を超えるもの 又は主要部分の変更	—	(局長以上) 20%以下 (部長又は室長) 20%を超えるもの	—	(部長又は室長) 20%以下 (課長) 20%を超えるもの かつ100万円を超えるもの	—	(課長) 20%以下 又は100万円以下	20%以下	20%以下	1 設計又は仕様の一部変更については、()内の補職名は変更前の決裁区分を、数字はその契約金額に対する変更の割合又は変更に伴う差額を示す。 2 契約の項における行財政局長、財政部長及び契約監理課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3 決定の項は経理契約の場合に適用する。
		契約	(局長以上) 20%を超えるもの 又は主要部分の変更	3億円を超えるもの	(局長以上) 20%以下 (部長又は室長) 20%を超えるもの	3億円以下	(部長又は室長) 20%以下 (課長) 20%を超えるもの かつ100万円を超えるもの	① 2億円以下 ② 全て (電気使用料のうち契約電力が500キロワット以上のもの)	①(課長) 20%以下 又は100万円以下 ② 全て (電気使用料(契約電力が500キロワット以上のものを除く。以下この項において同じ。))	① 20%以下 ② 全て (電気使用料)	① 20%以下 ② 全て (電気使用料)	
	工期又は納期の延長	決定	—	—	40日を超えるもの	—	—	—	—	40日以下	全て	全て
		契約	—	—	40日を超えるもの	—	—	全て	40日以下	全て	全て	

(注)
1 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
2 前渡金の項及び立替払金の項の決裁区分については、他の項の決裁区分と重ねて適用する。
3 本表における「定例的」とは定例的経費支出手続要綱における定例的経費を指す。

⑬区長委任規則（昭和37年4月規則第20号）

（その他の事務の委任）

第5条 法第153条第1項の規定により、次に掲げる事務は、区長に委任する。

- (1)～(4) (略)
- (5) 配分した歳出予算の執行に関する事。
- (6)～(14) (略)
- (15) 神戸市立公会堂(以下「公会堂」という。)の使用許可及び維持管理に関する事(市長が当該事務を指定管理者に行わせる場合にあっては、公会堂の管理に係る協定の締結に関する事、法第244条の2第7項の事業報告書に関する事及び同条第10項の報告、調査及び指示に関する事。)
- (16) 公会堂に係る指定管理者の選定に関する事。
- (17) 次に掲げる東灘区指定管理者選定評価委員会(以下この号において「委員会」という。)に関する事。
 - ア 委員会への諮問
 - イ 委員会の委員の委嘱等
 - ウ 委員会の庶務その他委員会に関し必要な事項
- (18)～(29) (略)
- (30) 神戸市立地域福祉センターの管理に係る協定の締結に関する事。

⑭区長の権限に属する事務の専決規程（令和元年12月区長訓令甲第1号）

別表(第3条—第5条関係)

財務関係事務（指定管理関連部分抜粋）

(単位 万円)

決裁区分 決裁事項	部長, 担当部長 共通支所長	課長, 担当課長 共通出張所長	備考
地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定	2,000万円以下	1,000万円以下	金額は、年額又は総額(いずれも利用料金を当該指定管理者に収受させるときは、当該管理に係る総経費の見積価額)を示す。

⑮神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）

（契約保証金の納付）

第 24 条 契約の相手方に納付させる契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 3 以上（物品売却システムを利用して行う入札にあつては、予定価格の 100 分の 5 以上）の額とする。

2 第 8 条の規定は、前項の契約保証金の納付について準用する。

3 第 1 項の契約保証金の納付は、銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証の提供をもつて代えることができる。

4 市長は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

（契約保証金の免除）

第 25 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1) 契約金額が 1,000 万円未満の契約をするとき。

(2)～(3) (略)

(4) 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

(5) (略)

(6) 落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

⑯神戸市会計規則（昭和 39 年 3 月規則第 81 号）

（概算払）

第 50 条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1)～(7) (略)

(8) 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づいて公の施設の管理を行わせる場合における当該管理に要する経費

(9)～(11) (略)

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）は、平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後 3 年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成 15 年 7 月 17 日付け総行行第 86 号、総行公第 39 号、総財公第 61 号、総財務第 71 号、15 文科高第 275 号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第 1 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第 2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。（第 244 条の 2 第 3 項関係）
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第 231 条の 3）、不服申立てに対する決定（第 244 条の 4）、行政財産の目的外使用許可（第 238 条の 4 第 4 項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第 244 条の 2 第 3 項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第 244 条の 2 第 6 項関係）

2 条例で規定すべき事項

(1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。

(第 244 条の 2 第 4 項関係)

① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

ア 住民の平等利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

(2) 旧法第 244 条の 2 第 4 項及び第 5 項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。(第 244 条の 2 第 8 項及び第 9 項関係)

(3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

(1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第 244 条の 2 第 7 項関係)

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成 15 年 6 月 16 日付け総行情第 91 号総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第 3 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。(改正法附則第 1 条関係)

2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後 3 年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第 244 条の 2 の規定による指

定等を行う必要があるものであること。(改正法附則第2条関係)

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成15年政令第374号）、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第375号。以下「改正令」という。）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第111号。以下「改正規則」という。）は、平成15年8月29日に公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）、改正令及び改正規則は、平成15年9月2日から施行されることとなりました。

改正法の内容、留意事項については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第87号総務省自治行政局長通知）により示したところですが、改正令及び改正規則の内容は、改正法の施行に伴う規定の整備のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第221条第3項に規定する普通地方公共団体の長の調査等及び法第199条第7項後段に規定する監査委員による監査の対象となる法人の範囲を改めたものです。

貴職におかれては、下記事項及び上記通知に示した事項に留意の上、改正法による地方公共団体の内部組織に関する事項及び公の施設の指定管理者制度の施行が円滑に行なわれるとともに、地方公共団体が資本金等の出資をしている法人に対する長の調査等及び監査委員による監査が適切に運用されるよう格別の配慮をされますようお願いいたします。なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第一 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第二 公の施設に関する事項

改正法の施行に伴い、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則中、公の施設の管理受託者に関する規定を削除したほか、その他関係政令の規定について所要の整備を行なったものであること。（令第173条の3、則第17条、改正令附則第9条関係）

（以下 略）

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について（通知）

地方自治法第244条に規定する公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、指定管理者制度が導入されたところですが、平成18年9月1日をもって平成15年改正法附則第2条に規定する経過措置期間が終了し、地方公共団体は、公の施設について自ら直接管理を行うか、指定管理者による管理を行なうかのいずれかによることとなったところです。また、指定管理者の導入状況については、別添のとおり「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」として公表しました。

公の施設の管理及び指定管理者制度の運用にあたっては、引き続き、下記の点に留意の上、運用されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 公の施設の管理については、既に指定管理者制度を導入している施設も含め、引き続き、そのあり方について検証及び見直しを行い、より効果的、効率的な運営に努めること。
- 2 指定管理者の選定手続については、透明性の高い手続きが求められていることから、指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行なうこと等に努めること。

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

自治事務次官

地方公共団体における P F I 事業について

今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 4 条第 1 項に定める基本方針が制定されました。地方公共団体においては、下記事項に留意のうえ、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市区町村にもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第 1 ～ 第 5 （略）

第 6 公の施設関係

- 1 P F I 法に基づいて公共施設等を整備しようとする場合の当該公共施設等の管理については、公の施設制度の趣旨を踏まえ、公の施設として管理すべきか否か適切に判断するものであること。
- 2 P F I 事業により公の施設を整備しようとする場合にあつては、施設の設置、その管理に関する事項等については条例でこれを定めるものであること。（地方自治法第 244 条の 2 第 1 項及び第 2 項）
- 3 P F I 事業により公の施設を整備しようとする場合であつて、当該施設を公の施設として供用する間、P F I 事業者が施設の所有権を有する場合は、地方公共団体は、公の施設を設置するに伴って住民に対して負う責務を全うするに十分な、安定的な使用権原（賃借権等）を取得しておく必要があること。
- 4 P F I 事業により公の施設を整備しようとする場合であつて、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること。

ただし、民間事業者に対して、包括的な委任でなく、例えば下記の諸業務を P F I 事業として行わせることは可能であり、また一の民間事業者に対してこれらの業務のうち複数のものを P F I 事業として行わせることも可能であること。その場合にあつては、当該民間事業者については、当該公の施設の利用に係る料金を当該民間事業者の収入として收受させること及び当該料金を当該民間事業者が定めることとすることはできないこと。（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項、第 9 項）

- ① 下記のような事実上の業務
 - ・施設の維持補修等のメンテナンス
 - ・警備
 - ・施設の清掃
 - ・展示物の維持補修
 - ・エレベーターの運転
 - ・植栽の管理
- ② 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為
 - ・入場券の検認

- ・利用申込書の受理
 - ・利用許可書の交付
 - ③ 私人の公金取扱いの規定（地方自治法第 243 条、同法施行令第 158 条）に基づく使用料等の収入の徴収
 - ④ 当該施設運営に係るソフト面の企画
- 5 P F I 事業において、指定管理者の制度を採用する場合には、指定管理者に関し条例に定める事項（地方自治法第 244 条の 2 第 4 項）、指定の期間（同条第 5 項）及び指定にはあらかじめ議会の議決を経なければならないこと（同条第 6 項）について、P F I 事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を行う場合における P F I 事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとされていること。（P F I 法第 9 条の 2）

（以下 略）

各 道 府 県 総 務 部 長 }
東京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 } 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公印省略)

指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて

公の施設の管理については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が新たに導入され、平成18年9月までの間に全ての公の施設について、各地方公共団体は自らが直接管理を行うか、指定管理者制度に移行するかを決定することとされています。

これに伴い、指定管理者制度が導入された公の施設における事業所税の事業主体の判定については、下記のとおり取り扱うことが適当と考えますので、管内関係市に対しこの旨周知願います。

記

- 1 これまで委託事業については、様々な委託形態が存在するため、一般的に事業主体（納税義務者）の判定にあたり、施設の利用、施設の管理及び収益の帰属等を総合的に勘案することとされてきたところであるが、指定管理者制度においては、施設の利用及び施設の管理については指定管理者が行うため、実質的な判定は、収益の帰属（地方自治法第244条の2第8項に基づく利用料金制の導入の有無）によることとなる。
- 2 利用料金制が導入されている指定管理者は、地方公共団体による利用料金の承認が必要になる等の一定の制約を受けるものではあるが、条例に基づいて経営の根幹である利用料金の決定を第一義的に行うことができ、また、利用料金を自らの収入として帰属させることができるため、この場合の指定管理者は、公の施設の管理事業における実質的な事業主体と判断しうる。
- 3 ただし、利用料金制が導入されている指定管理者であっても、地方公共団体から指定管理料等の交付を受けている場合については、主として利用料金で収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められるような場合に限り、当該指定管理者が事業主体となるものである。
- 4 なお、地方公共団体と指定管理者との間で、公の施設における管理事業の結果生じた全ての利益を地方公共団体へ返還し、かつ、生じた損失の全てを地方公共団体が補てんするような取決めがあり、実質的に指定管理者に事業の主体性が認められないような場合には、事業主体は地方公共団体となるものである。

各都道府県知事 殿

総務事務次官

平成20年度地方財政の運営について（抄）

（前文 略）

第一 財政運営の基本的事項

1～3 （略）

4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

(1)～(7) （略）

(8) 指定管理者制度の運用

平成15年度に導入された指定管理者制度は、導入後5年を経過し新たな指定管理者の選定に入ろうとしている団体が多いと見込まれるところであり、運用に当たっては以下の事項に留意し、その在り方について検証及び見直しを行われたい。

ア 指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が必要であること。

イ 指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じ、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要であること。

ウ 指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。また、委託料については、適切な積算に基づくものであること。

（以下 略）

指定管理者制度の運用上の留意事項

○ 指定管理者の選定過程に関する留意事項

- ・ 指定管理者を選定する際の基準設定に当たって、事業計画書に沿った管理を安定して行うことが可能な人的能力・物的能力を具体的に反映させているか
- ・ 複数の申請者に事業計画書を提出させることなく、特定の事業者を指定する際には、当該事業者の選定理由について十分に説明責任を果たしているか
- ・ 選定委員会のあり方（選定の基準等）について説明責任を果たしているか
- ・ 選定委員には施設の行政サービス等に応じた専門家等が確保されているか
- ・ 情報公開等を十分行い、住民から見て透明性が確保されているか

○ 指定管理者に対する評価に関する留意事項

- ・ 評価項目、配点等について客観性・透明性が確保されているか
- ・ モニタリングの数値、方法等について客観性・透明性が確保されているか
- ・ モニタリングに当たり、当該行政サービス等に応じた専門家等の意見を聴取しているか
- ・ 評価する施設の態様に応じた適切な評価を実施しているか
- ・ 評価結果についての必要な情報公開がされているか

○ 指定管理者との協定に関する留意事項

- ・ 施設の種別に応じた必要な体制（物的・人的）に関する事項を定めているか
- ・ 損害賠償責任の履行の確保に関する事項（保険加入等）を定めているか
- ・ 指定管理者変更に伴う事業の引継ぎに関する事項が定められているか
- ・ 修繕費等の支出について、指定管理者と適切な役割分担の定めがあるか
- ・ 自主事業と委託事業について明確な区分が定められているか

○ 委託料等の支出に関する留意事項

- ・ 指定管理者に利益が出た場合の利益配分のあり方等を公募の際の条件として可能な範囲で明示しているか
- ・ 地方公共団体側の事情で予算（委託料等）が削減された場合等を想定し、指定管理者側と協議の場を設ける等適切な定めが協定等にあるか
- ・ 委託料の支出にあたり選定の基準（人的・物的能力等）等に応じた適切な積算がなされているか
- ・ 利用料金の設定に当たっては、住民に対するサービス提供のあり方を勘案し適正な料金設定となるよう留意しているか

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

） 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 15 年 9 月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。

- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。